

# 沼田認定 こども園で 働きませんか？

保育士



1 就職  
支度金  
**5万円**  
(1回限り)

沼田認定こども園(保育士)に就労した方に対し、助成金を1回限り交付します。

2 住宅準備  
支援金  
**10万円**  
(1回限り)

町外から転入した方に1回限り上記に加算して交付します。

3 就業  
支援金  
**30万円**  
(1年経過ごとに  
5年間)

雇用開始から継続して1年間就業した後、助成金を交付し、以降1年経過ごとに助成します。

交付対象者要件 次のいずれの要件も満たす方

- 1) 町内に住所を要する者又は転入して1年以上継続して居住する予定があること。
- 2) 令和3年4月1日以後に沼田認定こども園で保育士として就労していること。
- 3) 沼田認定こども園において、1日6時間以上かつ20日以上継続して勤務する方。
- 4) 町内に住所を有する方は、町税又は町が賦課した使用料等の滞納がないこと。
- 5) 奨学金返済に滞納がないこと。
- 6) 沼田町奨学資金貸付基金条例に基づく返済免除を受けていないこと。

提出書類

- 1) 沼田町就業支援助成金交付申請書
- 2) 雇用証明書
- 3) 誓約書兼同意書
- 4) 保育士の資格を証明するもの(写し)
- 5) (奨学金を借りている場合)奨学金の返済に滞納がないことを証明できる書類

申請

- ①② 雇用開始日から2か月以内
- ③ 雇用開始日から1年を経過した日から2か月以内(2回目は雇用開始日から2年を経過した日から2か月以内、以降同様)